

## 「大阪府 アドプト・プログラムのあり方懇話会」設置要綱

### 1. 目的

本府のアドプト・プログラムに関して、次代を担う若者や企業等の参加拡大を目指した制度拡充等を含めた見直し検討を行うにあたり、アドプト団体や府民、企業だけでなく、学識経験者等から幅広く意見を求めるため、「大阪府 アドプト・プログラムのあり方懇話会」（以下、「懇話会」という。）を設置する。

### 2. 組織

- (1) 懇話会は、委員 5 名以内で組織する。
- (2) 委員は、地域協働や市民主体のまちづくり、非営利法人の活動等に関し優れた所見を有する学識経験者等から、市民自治の社会構造等に関する見識を有するなど、適当と認めるものを知事が委嘱する。
- (3) 委嘱の任期は、2 年とする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

### 3. 事務局

懇話会の事務局は、大阪府都市整備部事業管理室に置く。

### 4. 会議

懇話会の会議は、事務局が招集し、事務局の提示する資料等の内容について、委員の意見を聴取するものとする。

なお、事務局は会議の開催に関わらず、個別に委員から意見を聴取することができる。

### 5. 報償

委員の報償の額は、日額九千八百円とする。

### 6. 費用弁償

委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例による指定職等の職務にある者の額相当額とする。

#### (附則)

この要綱は平成 28 年 1 月 28 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。